

定 款

株式会社湘南なぎさパーク

株式会社湘南なぎさパーク
定 款

〔平成2年4月17日制定〕

改正 平成4年第2期株主総会 平成6年第4期株主総会
平成14年第12期株主総会 平成18年第16期株主総会
平成19年第17期株主総会 平成27年臨時株主総会
平成29年第27期株主総会 令和元年第29期株主総会
令和6年第34期株主総会

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社湘南なぎさパークと称する。

2 英文では、Shonan Nagisa Park Co.,Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 駐車場の管理及び運営
- (2) スポーツ施設の管理及び運営
- (3) 菓子類、清涼飲料、牛乳等食料品の販売
- (4) 酒類の販売
- (5) 石油の販売
- (6) 煙草、日用品雑貨、衣料雑貨、新聞、雑誌、書籍の販売
- (7) 公共施設等の維持管理に関する業務の受託
- (8) 不動産の管理、補修、警備及び清掃の業務
- (9) 損害保険代理業
- (10) 前各号に附帯関連する一切の業務

(平14・平18・平27・令1・一部変更)

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を神奈川県藤沢市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(平 18・追加)

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する。

(平 19・一部変更、平 18・旧第4条1条繰下)

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、18,000株とする。

(平 14・平 19・一部変更、平 18・旧第5条1条繰下)

(株券の発行)

第7条 当社は株式に係る株券を発行する。

(平 19・追加)

(株券の種類)

第8条 当社の発行する株券の種類は、1株券、10株券、100株券、1,000株券の4種類とする。

(平 19・一部変更、平 14・旧第7条1条繰上、平 18・旧第6条1条繰下、平 19・旧第7条1条繰下)

(株式の取扱規則)

第9条 当社の株式の名義書き換えその他株式の取扱いについては、法令又はこの定款のほか、取締役会の定める「株式取扱規則」による。

(平 19・一部変更、平 14・旧第8条1条繰上、平 18・旧第7条1条繰下、平 19・旧第8条1条繰下)

(株式の譲渡制限)

第10条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(平 14・旧第9条1条繰上、平 18・旧第8条1条繰下、平 19・旧第9条1条繰下)

(基準日)

第 1 1 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要がある場合は、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(平 14・平 19・一部変更、平 14・旧第 10 条 1 条繰上、平 18・旧第 9 条 1 条繰下、平 19・旧第 10 条 1 条繰下)

第 3 章 株主総会

(決議事項)

第 1 2 条 株主総会は、会社法に規定する事項及びこの定款で定めた事項に限り、決議することができる。

(平 19・追加)

(招集)

第 1 3 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

2 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対し招集通知を発するものとする。

(平 14・平 19・一部変更、平 14・旧第 11 条 1 条繰上、平 18・旧第 10 条 1 条繰下、平 19・旧第 11 条 2 条繰下)

(招集権者及び議長)

第 1 4 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(平 19・一部変更、平 14・旧第 12 条 1 条繰上、平 18・旧第 11 条 1 条繰下、平 19・旧第 12 条 2 条繰下)

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって決するものとする。

2 会社法第 309 条第 2 項に規定する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決するものとする。

(平 19・2 項追加・一部変更、平 14・旧第 13 条 1 条繰上、平 18・旧第 12 条 1 条繰下、平 19・旧第 13 条 2 条繰下)

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合において、当該株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(平 14・一部変更、平 19・全改、平 14・旧第 14 条 1 条繰上、平 18・旧第 13 条 1 条繰下、平 19・旧第 14 条 2 条繰下)

(議事録)

第 17 条 株主総会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及び結果を記載し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。

2 前項の議事録は、株主総会の日から 10 年間当会社の本店に備え置くものとする。

(平 19・追加)

第 4 章 取締役及び取締役会 (平 6・一部変更)

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役は 11 名以内とする。

(平 6・一部変更、平 14・旧第 15 条 1 条繰上、平 18・旧第 14 条 1 条繰下、平 19・旧第 15 条 3 条繰下)

(取締役の選任)

第 19 条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使すること

ができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(平6・平14・平18・平19・一部変更、平14・旧第16条1条繰上、平18・旧第15条1条繰下、平19・旧第16条3条繰下)

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員で就任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(平6・平19・一部変更、平14・旧第17条1条繰上、平18・旧第16条1条繰下、平19・旧第17条3条繰下・平29・一部変更)

(役付取締役)

第21条 取締役会の決議により、取締役社長1名を選定するほか、必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。

(平19・一部変更、平14・旧第18条1条繰上、平18・旧第17条1条繰下、平19・旧第18条3条繰下)

(代表取締役)

第22条 取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。

2 取締役会の決議により前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(平14・旧第19条1条繰上、平18・旧第18条1条繰下、平19・旧第19条3条繰下)

(報酬等)

第23条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。

(平6・平18・一部変更、平14・旧第20条1条繰上、平18・旧第19条1条繰下、平19・旧第20条3条繰下)

(相談役及び顧問)

第 24 条 取締役会の決議により、当会社に相談役及び顧問を置くことができる。

(平 19・一部変更、平 14・旧第 21 条 1 条繰上、平 18・旧第 20 条 1 条繰下、平 19・旧第 21 条 3 条繰下)

(取締役会の招集及び議長)

第 25 条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

2 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

3 前項の規定にかかわらず、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(平 19・一部変更、平 14・旧第 22 条 1 条繰上、平 18・旧第 21 条 1 条繰下、平 19・旧第 22 条 3 条繰下)

(取締役会)

第 26 条 取締役会は、法令又はこの定款に定める事項のほか、業務執行に関する重要な事項を決定する。

(平 14・旧第 23 条 1 条繰上、平 18・旧第 22 条 1 条繰下、平 19・旧第 23 条 3 条繰下)

(取締役会の決議の方法)

第 27 条 取締役会の決議は、決議に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 取締役が提案した決議事項について取締役(当該事項につき決議に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(平 19・一部変更、平 14・旧第 24 条 1 条繰上、平 18・旧第 23 条 1 条繰下、平 19・旧第 24 条 3 条繰下、令 6・一部変更)

(取締役会議事録)

第 28 条 取締役会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経

過の要領及びその結果を記載し、議長並びに出席した取締役及び監査役が、これに記名押印する。

2 前項の議事録は、取締役会の日から10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(平19・2項追加・全改、平14・旧第25条1条繰上、平18・旧第24条1条繰下、平19・旧第25条3条繰下)

(取締役会規則)

第29条 取締役会に関する事項は、法令又はこの定款に定めのあるもののほか、取締役会の定める「取締役会規則」による。

(平14・旧第26条1条繰上、平18・旧第25条1条繰下、平19・旧第26条3条繰下)

第5章 監査役及び監査役会 (平6・追加)

(監査役の員数)

第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(平6・追加、平14・旧第27条1条繰上、平18・旧第26条1条繰下、平19・旧第27条3条繰下)

(監査役の選任)

第31条 当会社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

(平6・追加、平14・平18・平19・一部変更、平14・旧第28条1条繰上、平18・旧第27条1条繰下、平19・旧第28条3条繰下)

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠により選任された監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了すべき時までとする。

(平6・追加、平14・平19・一部変更、平14・旧第29条1条繰上、平18・旧第28条1条繰下、平19・旧第29条3条繰下)

(常勤の監査役)

第 3 3 条 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(平 6・追加、平 19・全改、平 14・旧第 30 条 1 条繰上、平 18・旧第 29 条 1 条繰下、平 19・旧第 30 条 3 条繰下)

(監査役会の招集)

第 3 4 条 監査役会は、各監査役が招集する。

2 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3 前項の規定にかかわらず、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(平 6・追加、平 19・1 項追加・一部変更、平 14・旧第 31 条 1 条繰上、平 18・旧第 30 条 1 条繰下、平 19・旧第 31 条 3 条繰下)

(監査役会の決議の方法)

第 3 5 条 監査役の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。

(平 6・追加、平 19・一部変更、平 14・旧第 32 条 1 条繰上、平 18・旧第 31 条 1 条繰下、平 19・旧第 32 条 3 条繰下)

(監査役会の議事録)

第 3 6 条 監査役会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した監査役が、これに記名押印する。

2 前項の議事録は、監査役会の日から 10 年間当会社の本店に備え置くものとする。

(平 6・追加、平 19・2 項追加・全改、平 14・旧第 33 条 1 条繰上、平 18・旧第 32 条 1 条繰下、平 19・旧第 33 条 3 条繰下)

(監査役会規則)

第 3 7 条 監査役会に関する事項は、法令又はこの定款のほか、監査役会において定める「監査役会規則」による。

(平 6・追加、平 14・旧第 34 条 1 条繰上、平 18・旧第 33 条 1 条繰下、平 19・旧第 34 条 3 条繰下)

(報酬等)

第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

(平 6・追加、平 18・一部変更、平 14・旧第 35 条 1 条繰上、平 18・旧第 34 条 1 条繰下、平 19・旧第 35 条 3 条繰下)

第 6 章 会計監査人 (平 19・追加)

(会計監査人の選任)

第 39 条 当会社の会計監査人は、株主総会において、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

(平 19・追加)

(会計監査人の任期)

第 40 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(平 19・追加)

第 7 章 計算 (平 19・旧第 6 章 1 章繰下)

(事業年度)

第 41 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(平 19・一部変更、平 6・旧第 27 条 9 条繰下、平 14・旧第 36 条 1 条繰上、平 18・旧第 35 条 1 条繰下、平 19・旧第 36 条 5 条繰下)

(剰余金の配当等)

第 42 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載された株主又は質権者に対して剰余金の配当を行うものとする。

(平 14・一部変更、平 19・全改、平 6・旧第 28 条 9 条繰下、平 14・旧第 37 条 1 条繰上・平 18・旧第 36 条 1 条繰下、平 19・旧第 37 条 5 条繰下)

(剰余金の配当の除斥期間)

第 43 条 剰余金の配当が、支払開始の翌日から満 3 年を経過してもなお

受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

2 未支払剰余金の配当には、利息を付けないものとする。

(平 19・一部変更、平 6・旧第 29 条 9 条繰下、平 14・旧第 38 条 1 条繰上、平 18・旧第 37 条 1 条繰下、平 19・旧第 38 条 5 条繰下)

第 8 章 附則 (平 19・旧第 7 章 1 章繰下)

(設立に際して発行する株式)

第 4 4 条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、額面株式 14,600 株とし、その 1 株の発行価額は金 50,000 円とする。

(平 6・旧第 30 条 9 条繰下、平 14・旧第 39 条 1 条繰上、平 18・旧第 38 条 1 条繰下、平 19・旧 39 条 5 条繰下)

(最初の営業年度)

第 4 5 条 当会社の最初の営業年度は、当会社設立の日から平成 3 年 3 月 31 日までとする。

(平 6・旧第 31 条 9 条繰下、平 14・旧第 40 条 1 条繰上、平 18・旧第 39 条 1 条繰下、平 19・旧第 40 条 5 条繰下)

(最初の取締役及び監査役の任期)

第 4 6 条 当会社の最初の取締役及び監査役の任期は、第 20 条の規定にかかわらず、就任後 1 年以内の最終の営業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

(平 19・一部変更、平 6・旧第 32 条 9 条繰下、平 14・旧第 41 条 1 条繰上、平 18・旧第 40 条 1 条繰下、平 19・旧第 41 条 5 条繰下)

(発起人の住所、氏名及び発起人の引受株式数)

第 4 7 条 発起人の住所、氏名及び発起人が設立に際して引き受けた株式数は、次のとおりである。

神奈川県横浜市中区日本大通 1

神奈川県 知事

長 洲 一 二

額面株式 6,200 株

神奈川県藤沢市朝日町 1 番地の 1

藤沢市 市長 葉 山 峻
額面株式 3,000 株

神奈川県横浜市保土ヶ谷区花見台 110 番地
財団法人神奈川県公園協会理事長 宮 森 進
額面株式 200 株

東京都渋谷区代々木 2 丁目 28 番 12 号
小田急電鉄株式会社 代表取締役 利 光 達 三
額面株式 2,600 株

神奈川県藤沢市片瀬海岸 1 丁目 4 番 7 号
江ノ島電鉄株式会社 代表取締役 野 木 緑
額面株式 480 株

東京都千代田区有楽町 1 丁目 8 番 1 号
株式会社江ノ島水族館 代表取締役 堀 由 紀 子
額面株式 460 株

神奈川県横浜市中区本町 5 丁目 47 番地
株式会社横浜銀行 代表取締役 吉 國 二 郎
額面株式 200 株

東京都中央区新川 2 丁目 27 番 2 号
住友海上火災保険株式会社代表取締役 徳 増 須 磨 夫
額面株式 200 株

(平 6・旧第 33 条 9 条繰下、平 14・旧第 42 条 1 条繰上、平 18・旧第 41 条 1 条繰
下、平 19・旧第 42 条 5 条繰下)

附 則（平成 2 年第 1 期株主総会）

この定款は、平成 2 年 4 月 17 日に制定する。

附 則（平成 4 年第 2 期株主総会）

この定款は、平成 4 年 6 月 6 日から施行する。

附 則（平成 6 年第 4 期株主総会）

この定款は、平成 6 年 6 月 22 日から施行する。

附 則（平成 14 年第 12 期株主総会）

この定款は、平成 14 年 6 月 28 日から施行する。

附 則（平成 18 年第 16 期株主総会）

この定款は、平成 18 年 6 月 27 日から施行する。

附 則（平成 19 年第 17 期株主総会）

この定款は、平成 19 年 6 月 29 日から施行する。

附 則（平成 27 年臨時株主総会）

この定款は、平成 27 年 3 月 9 日から施行する。

附 則（平成 29 年第 27 期株主総会）

この定款は、平成 29 年 6 月 26 日から施行する。

附 則（令和元年第 29 期株主総会）

この定款は、令和元年 7 月 21 日から施行する。

附 則（令和 6 年第 34 期株主総会）

この定款は、令和 6 年 6 月 20 日から施行する。

以上、株式会社湘南なぎさパークを設立するため、本定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成 2 年 2 月 17 日

発起人 神奈川県横浜市中区日本大通 1
神奈川県 知事 長 洲 一 二

発起人 神奈川県藤沢市朝日町 1 番地の 1
藤沢市 市長 葉 山 峻

発起人 神奈川県横浜市保土ヶ谷区花見台 110 番地
財団法人神奈川県公園協会 理事長 宮 森 進

発起人 東京都渋谷区代々木 2 丁目 28 番 12 号
小田急電鉄株式会社 代表取締役 利 光 達 三

発起人 神奈川県藤沢市片瀬海岸 1 丁目 4 番 7 号
江ノ島電鉄株式会社 代表取締役 野 木 緑

発起人 東京都千代田区有楽町 1 丁目 8 番 1 号
株式会社江ノ島水族館 代表取締役 堀 由紀子

発起人 神奈川県横浜市中区本町 5 丁目 47 番地
株式会社横浜銀行 代表取締役 吉 國 二 郎

発起人 東京都中央区新川 2 丁目 27 番 2 号
住友海上火災保険株式会社代表取締役 徳増 須磨夫